



発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館 長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 平井秀治
一部 10円

高教組メールアドレス
naga-kks@fs
inet.or.jp

長崎支部歓迎会 裏話や本音の語り

「いっしょにーいっしょにー」

長崎支部は5月14日、恒例の歓迎会を開催。挨拶(要旨)を行いました。これは他支部から転入してきた組合員を歓迎する行事となつていくもので、事務局勤務となり、事務室は人が減つていく。長や転入者などを前に、「歓迎会が人のつながりをつくる。支部がネットワークの中心として機能するようにしたい」と高教組が果たしている役割に触れながら挨拶を行いました。

歓迎対象者のうち4人
○「島原地区16年という通うことで、異動。自宅から通うと森山町から通勤しています。組合の役員もいろいろやって勉強させてもらいました。今後とも勉強しながらやって行きたいところ。」(Bさん)



写真は長崎支部歓迎会の参加者。笑顔がいいですね。(5/14)

○「希望は図書館司書としての勤務でしたが、事務室勤務となりました。事務室は人が減つていく。大変忙しくなっています。退職まで後数年となりましたが、図書館に人をといて運動に引き続きとくみみます。」(Aさん)

○「希望の通信制に來ました。毎日、授業ができません。残りの残りです。月に数度しか授業に全力を傾けたいと思つています。長崎支部内の勤務が長かつたので、初心に帰つてやつて

行きます。」(Cさん)
○「1年早く離島から転職。何事も挑戦というこで離島にいるときは、サーフィンやイカ釣りに挑戦してきました。転職したいま、バイク中型に挑戦。試験に1度落ちました。練習3週間おこなう。年齢を超えた友達でできた。挑戦は確実に世界が広がるので、生徒にも大いに話していきます。」(Dさん)

長崎支部内で異動したEさんが「いつも面白い話が開けるので、会にやってきました」と話すよ

「ただいまの拡大37人」 職場の元氣回復は拡大にあり

4月24日までに新組で現在、これを上回る勢

組合員22人を迎えている。第3回代表者会(5/29)では若手教職員向けに「Career」や委員長

こちら書記局

互助組合の法人化の動き

中央の公益法人は軒並み、高級官僚の天下り先となっている。そのこともあり、その組織的見直しがなされ、公益を看板とするならば予算の5%をこれに当てなければならない。私たちの相互扶助の組織「長崎県教職員互助組合」も課税対象の一般法人か、またいままでのように非課税の公益法人を追求するか、はたまた互助組合そのものを廃止するか、選択の道は3通りである。

私たちの掛け金で運営される互助組合が、財政上、スクールコンサートなどの公益事業に掛け金の半分以上を支出しなければならないとなると、組合員の理解は得られないだろう。だからと言って廃止も現実的ではない。従って、選択は一般法人となる。当然、課税の対象となるのだ。

では、現在の運営規模でいかほどの課税となるか。事務局試算によると、5千万円超という。全国で2万数千ものもの公益法人があるという。47都道府県の教職員互助組合だけでも優に23億5千万円を超える。国からすると誠に有り難い課税対象ということになる。なるほど、である。

高教組本部、支部役員を中心に教職員互助組合の運営に携わっているだけに、組合員の利益を維持発展させるために力を尽くさなければならない。

4・30教育長交渉

春闘要求の「労使関係組と寺田教育長との高教組とは次の通りです。」

高教組…「労使関係については誠意を持って対応する」という文書回答だが、当然、合意を得る努力をするということである。また、本部と県教委の交渉だけでなく職場も含むということを確認してよいか。」

「管理職はちゃんと説明する、声を聞く、それが基本だ」 寺田教育長

高教組…「問題のある管理職がいたら、県教委は指導するというのも確認済みだが、これもいまままでと同じと言うことではないか。名前を出すことその思いを語って理解させる必要がある。当然い

あることが難しい問題として出すこともあるが、それを最初から決めて人事管理監…「校長会で、それを聞かないという姿勢はよろしくない。ち

春闘要求の「労使関係組と寺田教育長との高教組とは次の通りです。」高教組…「労使関係については誠意を持って対応する」という文書回答だが、当然、合意を得る努力をするということである。また、本部と県教委の交渉だけでなく職場も含むということを確認してよいか。」

高教組…「教育長は辞令交付式の挨拶などで、教職員品の品というのを強調しておられるが、現場の管理職の中には、教職員や生徒に対して、あまりにも品のない言動をしている人がいる。教育の現場では人間的な影響力とてきた大きな意味を持つが疎かになつていく状況が悲しい。」(次回へ続く)

NPT再検討要請行動

□NPT(核拡散防止条約)再検討国連会議要請行動に参加した田向弘文さんから、その内容と感想をいただきましたので掲載します。なお、文意を変えない範囲で文を変えています□

核廃絶を願う力

田向弘文(佐世保中央・夜)

旅の始まり

4月30日 21時20分発 大阪行き夜行バスにて出発。授業を終えた後、いったん帰宅して出発できるからということで夜行バスにしたのだが、これは失敗!よく眠ることができなかつた。確かにリクライニングではあるのだが、体は横にならないとゆつくりとは休めない。

5月1日

難波には7時に到着。ここからJRを利用して関空へ。(関空集合14時、出発16時50分)ここで代表団の方々と対面し、グループのメンバーと初めて顔を合わせました。この飛行機の代表団は基本的には兵庫県の代表団。それ以外の県からは高知県から若者4人、岡山県から1人、広島県から2人、山口県から1人、福岡県から1人、そして長崎県の私という10人の編成の班。

出国手続き後17時出発。サンフランシスコで米国入国となる。あのテロ以降米国の入国審査が厳しくなり(写真撮影、指紋取りなど)、思いがけず時間がかかった。



▲写真は、「核兵器のない世界のための国際行動デー」集会後のパレード(5月2日 ニューヨークにて)

い世界のための国際行動デー」集会に参加。集会では広島市長の秋葉氏、長崎市長の田上氏も核兵器の廃絶を訴えていた。この集会が長く(2時間以上)立ちっぱなし)、本当に疲れてしまった。集会後にパレードだった。この集会への参加者は圧倒されるほど多くて、本当に世界規模で核兵器をなくすことを願っている力を感じた。パレード後、ゴール地点で休んでいると長崎県の団長で元高教組委員長の吉岡先生と会うことができ

5月2日

午前中はマンハッタンで署名・宣伝行動。グラウンドセントラル駅前までバス観光。

5月3日

午前中は市内観光でマンハッタンを北から南までバス観光。

午後はピースコンサートに参加。会場のリバーサイド教会ではかつてキング牧師や南アフリカ初の大統領となったネルソンマンデラ氏が演説をしたという。

〈感想〉資金援助に感謝とともに、活動を継続します

今回のNPT再検討会議要請行動に参加することができて、本当に貴重な体験をさせていただきました。長崎高教組の仲間から資金援助をはじめと様々な形で背中を後押ししてもらい、感謝しています。

今回の要請行動には多くの若者が参加していました。私たちの班の高知県、福岡県からの若者は20代でした。班の中ではおそらく私が一番年長だったと思います。パレードの参加者も若者が多く、現地の高校生も参加していました。

集会では世界各地からの発言がありました。中近東、ヨーロッパ各国(ロシアを含んで)、太平洋諸島、アジア各国との運動が地球規模で広がっていると肌で感じることができました。「Think globally, Act locally. (地球規模で物事を考えて、地域で行動しよう)」という言葉があります。まさしくその通りだと思います。

「核兵器をなくすなど不可能である。」という人もいますが、国連の潘基文総長は「核廃絶のための運動は今、取り組むべき最重要課題である。世論が世界各国の指導者たちを動かす大きな力になる。この行動に参加している人々に敬意を払う。」との発言がありました。勇気づけられる発言です。

高教組が平和や人権、民主主義に関してこれまで提案してきた運動は間違っていないと確信しました。これからもこのテーマについてできることは行っていき、それが地球規模の運動につながっていると信じて行動したいと思います。(田向弘文)

会場に入る前にまた吉岡先生と会う。コンサート参加者にチラシを配っていた。コンサートの内容もすばらしく、特に最後に We Shall Overcome を参加者全員で合唱した時には感動もどった。

5月4日

この日のメインは全教・教組共闘主催の教職員交流集会。集会の前に現地の教職員との交流も予定されていたが、相手側の都合によりキャンセル。集会ではマーシャル諸島の核実験被爆者のお話を聞いた後、日本各地からの活動報告があった。

5月5日、6日

帰国 午前2時に行動開始!来た時と逆の移動で関空へ到着。6日、関空着 15時30分。



職場からの問い合わせに答えていきます。参考にしてください

○部活動指導手当

土日の試合に生徒を連れて行くのに車が足りず、顧問でない先生に頼んで車を出して引率していただいたのですが、その導手当は支給されるのでしょうか?

答 部活動指導手当(一日2400円)は支給されません。しかし、試合

によっては、引率業務手当(1日につき3400円)が支給される場合が

あります。これは、部活指導手当をなどの特殊勤務手当の運用について

の人事委員会通知の中に「あらかじめその部活動の指導を担当することと

されている教員」という文言があるため、部活動

○父母の祭日の特休

問 特別休暇の中に「父母、配偶者及び子の祭日」があります。これは、配

偶者の親の一周忌には適

用できるでしょうか。

答 県教委は対象外だと

「あらかじめその部活動の指導を担当することと

されている教員」という文言があるため、部活動

の引率業務手当には「あ

らかじめ」の制限はあ

りませんので、人事委員

会規則で定められた競技

大会であれば、引率業務

手当が支給されます。